

75歳以上(老人保健)の新しい医療制度のしくみ(4)



後期高齢者医療制度の 医療の給付について

来年4月からスタートする後期高齢者医療制度の中で、茨城県後期高齢者医療広域連合がどのような医療給付を行うのかを簡単にお知らせします。なお、医療給付に係る各種申請は市医療年金課で手続きができます。

I. 医療機関での支払いについて

【自己負担割合】

一般 1割負担	現役並み所得者 3割負担
------------	-----------------

現在の老人保健制度と同じように、所得に応じて自己負担割合が変わります。来年4月の制度施行時は、現在の自己負担割合が継承されます。

II. 広域連合が行う医療給付について

広域連合が行う法律による給付は次のとおりです。

- (1) 療養の給付ならびに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費および移送費が支給されます。
- (2) 高額療養費および高額介護合算療養費が支給されます。
- (3) 葬祭費が支給されます。

※広域連合からの医療給付のお支払いは、原則として銀行振り込みになります。

III. 医療費が高額になったとき

同一月内の保険給付に係る医療費が高額になったときは、自己負担限度額を超えた分が申請により、後から支給されます。

所得の区分	自己負担限度額	
	外来(個人単位)	入院(世帯単位)
現役並み所得者	44,400円	80,100円 + 1% (44,400円)
一般	12,000円	44,400円
低所得	8,000円	II 24,600円
		I 15,000円

※「+1%」は、医療費が267,000円を超えた場合、超過額の1%が追加負担となります。

※()内は、年4回以上該当した場合の4回目以降の限度額となります。

【計算の仕方】

外来については、同一月内に支払った金額を個人単位で合算して、自己負担限度額を超えた分が支給されます。

入院については、自己負担限度額までの窓口支払となります。また、同一月内の外来と入院の自己負担額を合算して、世帯単位の自己負担限度額を超えた分が支給されます。ただし、入院に係る食事代および居住費などの自費分は除いて計算します。

※次回は保険料についてお知らせします。

問い合わせ 茨城県後期高齢者医療広域連合 ☎029-309-1212 FAX029-309-1126

ホームページ <http://www.ibaraki-kouikirengo.ecnet.jp/>

市医療年金課 ☎873-2111内線1722